

第3子以降の学校給食費免除事業について

【免除の要件】

次の要件をすべて満たす保護者の方。

- ① 3人以上の子を扶養しており、その扶養している子のうち上から3番目以降の子が土庄町立小・中学校に在籍していること。
- ② 児童等と生計を同一としていること。
- ③ 国の教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けていないこと。

【手続きの方法】

- ① 申請書に必要事項を記入し、扶養している【第1子】と【第2子】の被保険者証の写しを指定欄に貼り付けしてください。
- ② 免除となる子が在籍している学校に提出してください。

【申請期間】

4月1日～4月25日まで

※ 転校等の理由で年度途中の申請が必要な場合、速やかに学校に提出してください。

【給食費免除の対象となる期間】

4月～翌年3月分の給食費

【申請書の配布場所】

- 窓口配布：学校又は土庄町教育総務課の窓口でお受け取りください。
- その他：土庄町ホームページからダウンロードしてください。



【HPコード】

【注意事項】

- 扶養している子を、【第1子】から年齢順に記載してください。
(扶養していない子の記入は不要です)
- 申請書裏面の保護者氏名欄は、忘れずに自署してください。
- 免除となる【第3子】以降の子が異なる学校(中学校と小学校)に在籍している場合、在籍している学校ごとに提出してください。
- 免除要件の確認のため、申請手続きは毎年度必要です。

【備考】

- ① 免除を認定した場合、申請日の属する月の1日から翌年3月分の給食費を免除します。
- ② 扶養確認ができない等の理由により免除を認定しない場合、申請者には教育委員会から文書で通知します。
- ③ その他、ご不明な点は教育委員会までお問合せください。

《問い合わせ先》

土庄町教育委員会事務局 教育総務課 TEL0879-62-7012